

## 平成29年度日本学生支援機構奨学金の「臨時採用」について

日本学生支援機構奨学金（二種）の臨時採用（11月採用）  
がありますので、希望者は

平成29年10月10日（火）までに

学務課まで申し出てください。

なお、申込資格や家計基準は定期採用と同じですので、定期募集（7月採用）で不採用の者は、家計等に変更（転職・失職・兄弟等の就職・進学等）がない場合は、基準等を満たさないの  
で前回同様不採用になります。

第一種奨学金の「臨時採用」については予定していません。